

環境改善ローン「ECOアクション」

財団法人日本環境協会

環境配慮型設備投資促進利子補給金事業

対応融資

CO2
削減

商品概要

- 【対象者】
 - 当金庫の会員または会員資格を有する法人または個人事業主
- 【資金用途】
 - 環境負荷低減設備を導入するために必要な設備資金および運転資金
 - 環境マネジメントシステム認証取得に関する資金
- 【融資金額】
 - 1億円以内
- 【融資期間】
 - 運転資金：5年以内
 - 設備資金：10年以内
- 【融資利率】
 - 当金庫所定の利率
 - ※当金庫所定の環境格付による評価結果に応じて優遇金利を適用
- 【担保】
 - 不動産等の担保が必要
- 【保証人】
 - 法人：代表者1名
 - 個人事業主：配偶者または後継者のいずれか1名

【利子補給制度】

- 財団法人日本環境協会の環境配慮型設備投資促進利子補給金交付要綱を満たす場合にご利用できます。

環境配慮型設備投資促進利子補給金交付要綱の概要

【対象者の要件】

- ・3年以内の間に二酸化炭素排出原単位6%改善または二酸化炭素排出量6%削減することの誓約をする。
- ・上記誓約について、当金庫がモニタリングすることに応じる。
- ・当金庫所定の環境格付による評価を受ける。

【資金用途】

- ・地球温暖化防止に係る設備資金

【利子補給率】

- ・財団法人日本環境協会所定の利率

【利子補給期間】

- ・借入日から3年間（※3年間で誓約事項が達成できなかった場合は、受取った利子補給金の返還を要する）

詳しくは、財団法人日本環境協会の下記URLに掲載されています。

<http://www.jeas.or.jp/topics/110124a.html>

※店頭に説明書をご用意しています。

※詳しくは、窓口までお尋ねください。

平成23年9月12日現在

いちい信用金庫

<http://www.shinkin.co.jp/ichii/>

取扱店	
電話	
担当	

○対象となる設備（主なもの）

項目	概要	対象となる設備
省エネルギーを促進するための設備	エネルギーの使用を削減する設備。 なお、エネルギーとは、以下のものをいう。 ①燃料（原油、ガソリン、重油、その他の石油製品、可燃性天然ガス、石炭、コークスなど） ②上記燃料を熱源とした熱 ③上記燃料を起源とする電気	○燃料（原油、ガソリン、重油、その他の石油製品、可燃性天然ガス、石炭、コークスなど）の使用を削減する設備 ○上記燃料を熱源とした熱の使用を削減する設備 ○上記燃料を起源とする電気の使用を削減する設備
新エネルギーを促進するための設備	新エネルギーを利用する設備。 なお、新エネルギーとは、以下のものをいう。 ①太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、温度差エネルギー利用、水力発電など ②革新的なエネルギー高度利用技術（天然ガスコージェネレーション、燃料電池）	○新エネルギー（太陽熱利用、バイオマス熱利用など）を熱源とした熱を利用する設備 ○新エネルギー（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電など）を起源として発電する設備 ○革新的なエネルギー高度利用技術を利用する設備
廃棄物、排水、副産物及び容器包装等（「廃棄物等」）のリサイクルを促進するための設備	廃棄物等のリサイクル（再生利用、材料・製品の再資源化、燃料化）に資する設備。 主に以下の機能を有する設備をいう。 ①廃棄物等を回収、保管する設備 ②リサイクルのための処理を行う設備 ③その他、廃棄物等のリサイクルに資する設備	○廃石膏リサイクル設備 ○ごみ固形化設備（RPF、木質ペレット製造設備） ○生ごみ堆肥化設備 ○建設汚泥リサイクル設備 ○廃プラスチック洗浄設備
廃棄物又は排水の量を減少させ、環境負荷の低減を図る設備	廃棄物又は排水を削減する設備。 主に以下の機能を有する設備をいう。 ①製品を製造する工程で生じた廃棄物又は廃水を自社内で減量化・減容化するための設備 ②他の企業から処理を請け負った廃棄物を再利用するなどして減量化・減容化するための設備	○廃プラスチック減容化設備 ○生ごみからのガス発電設備 ○排水再利用整備 ○油水分離設備 ○工場廃液処理設備
環境負荷低減型設備（エコ商品）を製造するための設備	エコ商品を製造するための設備をいう。 ※エコ商品（自然を破壊しない環境保護を目的とした商品・環境に悪影響を及ぼさない素材を使用した商品・リサイクルしやすい商品、廃棄しても環境汚染しない商品・ライフサイクルで省エネ・省資源が達成されている商品）	○グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に係る法律）に対応した製品を製造する設備 ○エコポイント制度の基準を満たすテレビ、エアコン等を製造する設備 ○あいちリサイクル資材評価制度に基づき公共事業で率先利用することが認定された製品（あいくる制度適合製品）を製造する設備

（注）財団法人日本環境協会の環境配慮型設備投資促進利子補給金事業の対象となる設備は、上表のうち、地球温暖化防止にかかる設備に限定されます。

環境改善ローン商品概要

平成23年9月12日現在

1. 商品名	環境改善ローン「ECOアクション」
2. 対象者	当金庫の営業地区内に住所または事業所を有し、会員または会員資格を有する法人および個人事業主の方
3. 資金使途	○環境負荷低減設備を導入するために必要な設備資金および運転資金 <設備の内容> ・省エネルギーまたは新エネルギーを促進するための設備 ・廃棄物、排水、副産物および容器包装等のリサイクルを促進するための設備 ・廃棄物または排水の量を減少させ、環境負荷の低減を図る設備 ・環境負荷低減型設備（エコ商品）を製造する設備 ○環境マネジメントシステム認証取得に関する資金
4. 融資金額	1億円以内
5. 利用期間	・運転資金 5年以内 ・設備資金 10年以内
6. 融資利率	固定金利 当金庫所定の利率 ----- [優遇金利の適用] 当金庫所定の環境格付による評価結果に応じて最大0.20%の優遇金利を適用
7. 返済方法	元金均等返済
8. 担保	原則、不動産等の担保が必要
9. 保証人	・法人 : 代表者1名 ・個人事業主: 配偶者または後継者のいずれか1名
10. 手数料等	不要
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部（9時～17時、電話:0120-548-138）にお申し出ください。 【紛争解決措置】 愛知県弁護士会（電話:052-203-1777）、 東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、 第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、 第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、 利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話:03-3517-5825）にお申し出ください。
12. その他	財団法人日本環境協会の環境配慮型設備投資促進利子補給金の交付申請をする場合は、環境配慮型設備投資促進利子補給金交付要綱の定めに従う。 【環境配慮型設備投資促進利子補給金交付要綱の概要】 ① 対象者の要件 ・ 3年以内の間に二酸化炭素排出原単位6%改善または二酸化炭素排出量6%削減することの誓約をする ・ 上記誓約について、当金庫がモニタリングすることに応じる ・ 当金庫所定の環境格付による評価を受ける ② 資金使途 地球温暖化防止に係る設備資金 ③ 貸付条件 ・ 貸付形式：証書貸付 ・ 利払方法：6ヶ月ごとの後払い ・ 元本償還：6ヶ月ごとの元金均等返済 ・ 貸付開始：平成23年12月30日までに実行 ④ 利子補給率 ・ 年利2%以内で約定利率を上限とする ⑤ 利子補給期間 ・ 借入日から3年間（半年ごとに支給） ⑥ その他 ・ 3年間で誓約事項が達成できなかった場合は、受取った補給金の返還を要する

いちい信用金庫